破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２１４号
相模原市南区上鶴間１丁目10番10号　グリーンヒルズ沖303
債務者　小野寺　順
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２１６号
神奈川県座間市相模が丘１丁目31番39号　リバーハイツＡ201号
債務者　日吉　克豪
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２１９号
相模原市南区大野台５丁目25番７号　レインボー大野台102
債務者　高橋　康弘
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４５号
福岡県京都郡苅田町与原2270　白石ユースハウス北Ｂ棟210南
債務者　古賀　将太
1　決定年月日時　平成30年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
三重県伊勢市辻久留３丁目２番25号　辻久留ハイツ201号
債務者　染川　泰輝
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第９４号
和歌山市六十谷180番地27　和歌山セントポリア
債務者　苅北　亀生
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１２４号
和歌山市十二番丁５番地　レインボー21 303号、前住所和歌山市鳴神591番地
債務者　栗田　　環（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４０号
岡山県倉敷市向山2093番地
債務者　桐岡　隆幸
1　決定年月日時　平成30年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野247番地１　３号室
債務者　松田千枝子
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第６４号
北海道伊達市南稀府町56番地47
債務者　若月　和美
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
北海道網走郡美幌町字元町48番地の31　メゾン・ドゥ・クマザキⅠ105号室、前住所北海道紋別郡遠軽町南町３丁目１番地24　サクセス２　101号室
債務者　細川　司満
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第７０７号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目12番16号　鳩ヶ谷マンション202号
債務者　安田　　明（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７０８号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目12番16号　鳩ヶ谷マンション202号
債務者　安田　淳子
1　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８１１号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸343番地　パストラル広ヶ谷戸Ａ105
債務者　工藤　旬生
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２１０号
川崎市多摩区中野島６丁目10番33号　チェリーブラッサム　203
債務者　小西　由香
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２５２号
川崎市高津区千年921番地　フィリスティー千年　102
債務者　阿部　直子
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２６５号
川崎市中原区丸子通１丁目612番地２　パークスクエア多摩川グリーンレジデンス　405
債務者　松本　　明
1　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係